

(2) 記録提出の拒否についての検討

○出頭又は記録の提出をしない場合

議会が関係人の出頭又は記録の提出を求めた場合、本人が『正当な理由』なくしてこれを拒んだ場合は、議会は告発をしなくてはならない。

そうしたときの処罰は六ヶ月以下の禁固又は十万円以下の罰金となっている。

① 杉元 貞夫 氏

平成十七年五月十九日付文書で津山商業開発(株)の一連の資料を請求したが、平成十七年五月二十六日に、破産管財人が所持しており、提出できない旨の回答があり、委員会ではやむを得ないものと判断した。

② 林 泰史 氏

平成十七年五月十九日付の文書で津山商業開発(株)の一連の資料を請求したが平成十七年五月三十日付の文書で、資料は破産管財人が所持しており、提出できない旨の回答があり、委員会ではやむを得ないものと判断した。

※なお、津山商業開発(株)及び津山中央開発(株)に対しては、その金銭出納帳などの記録及び資料について、引き続き管財人等に提出を要求していくものとする。

(3) 証言の修正及びお詫び等の文書の提出について

① 林 泰史 氏

○平成十七年六月二十日

「証言の修正及び追加について」

○平成十七年六月二十四日

「証言の修正及び追加について」

○平成十七年六月二十七日

「証言の修正とお詫びについて」

② 中尾 嘉伸 氏

○平成十七年六月二十三日

「再開発事業に関する調査特別委員会における証言の訂正及び削除について」

その他必要事項の紹介

(1) 委員会設置についての発議

設立の趣旨の通り

(2) 特別委員会の調査経費について

六百万円以内、追加は無し

(3) 出頭欠席通知

出頭要請を送付し、本人から書面か電話で欠席の連絡あり。

(4) 証言拒否申立書

使用者無し

(5) 証言の修正及びお詫び等の文書

右紹介のとおり、有り

証人の尋問及び証人の発言・証言の修正

証人は自分の知りえた過去の事実について証言することとなり、「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います」と宣誓書に署名捺印をする。

嘘偽や記憶と違う証言をした場合は、告発をしなくてはならない規定であり、三ヶ月以上五年以下の禁固に処せられることになる。ただし、本人が、調査終了の報告がある議会の前に修正した場合は免除することができる。

顧問弁護士の委嘱

以下の弁護士と調査特別委員会に係る法律相談及び指導業務について委託契約を締結した。

(1) 岡山市富田町二丁目四番一六号

山崎法律事務所

弁護士 山崎 博幸

(2) 岡山市弓之町一―一七

五藤ビル四階西

山本勝敏法律事務所

弁護士 山本 勝敏

(3) 倉敷市大島五一〇―一九

リンケージ藤波ビル一階

大熊法律事務所

弁護士 大熊 祐司